

平成 24 年度事業計画書

平成 24 年度の事業を次のとおり計画する。

1. 一般廃棄物の適正処理及び減量並びに環境美化に関する事業

(1) 家庭ごみの収集・運搬に関する事業

北九州市からの委託を受け、市内 2 か所の事業所を拠点に市内の家庭から排出される家庭ごみ及び資源化物の収集と運搬を生活環境の保全上支障が生じないよう適正に行うことにより、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することに努める。

(2) 紙パック・トレーの選別に関する事業

北九州市からの委託を受け、市内の回収拠点から回収された紙パック・トレーの再利用の可否を選別するとともに、廃棄物の資源化・減量についての啓発を行うことにより、容器包装の再利用を推進し、最終処分量の削減に寄与することに努める。

(3) 環境美化の推進・啓発に関する事業

北九州市の行う「市民いっせいまち美化の日」、「ごみゼロ清掃活動の日」などの環境美化に関するイベントに参加することにより、市民に対する環境美化の啓発に寄与することに努める。

2. 環境衛生に関する調査、研究、検査及び相談等に関する事業

(1) 浄化槽の法定検査等に関する事業

浄化槽法に基づく福岡県知事の指定検査機関及び北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に基づく北九州市長の指定検査機関として、法定の検査を実施するなど、浄化槽の適正な維持管理を推進し、公共用水域等の水質の保全及び地域生活環境の健全化に寄与することに努める。

ア 浄化槽法に基づく法定検査（浄化槽法第 7 条及び第 11 条）

浄化槽の設置者等は、保守点検・清掃を実施する義務のほか、指定検査機関の検査を受ける必要がある。当協会は、指定検査機関として市全域を対象に浄化槽の法定検査を実施している。

(ア) 浄化槽の設置後の水質検査（7条検査）

7条検査は、新規に浄化槽を設置（改造）した後、3～6ヶ月を経過した浄化槽について適用される。

(イ) 浄化槽の水質に関する定期検査（11条検査）

浄化槽の設置者には、7条検査が終了した浄化槽について、適正に維持管理されているかの定期的検査が義務付けられている。

平成24年度の検査の計画は、表1のとおりである。

表1 浄化槽設置数（平成24年3月末現在見込）と検査計画数
（単位：基）

設置数		検査計画数				増減	
		平成24年度		平成23年度			
単独	合併	単独	合併	単独	合併	単独	合併
1499	732	900	620	950	550	▲50	70
2231		1520		1500		20	

※設置数は北九州市の行政台帳による。

(ウ) 法定検査受検率向上への取り組み

法第11条検査の未受検施設設置者に対して、行政と協力し、検査のPRを強化していく。また今年度を実施した法第7条検査の実績を、年1回実施する法第11条検査に確実につなげていくことにより、さらなる受検率の向上に寄与する。

イ 浄化槽放流水の水質検査（北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第25条）

北九州市は、河川及び海域の水質環境保全の見地から、浄化槽の放流について浄化槽法で定める以外に年1～2回の定期検査を義務付けている。

平成24年度の検査の計画は、表2のとおりである。

表2 浄化槽放流水検査計画数（単位：検体）

検査計画数		増減
平成24年度	平成23年度	
1230	1230	0

ウ 浄化槽適正管理対策

行政からの委託により、浄化槽の維持管理が未実施及び法定検査に不適合な浄化槽の現地調査に同行し、浄化槽の管理者に適正な維持管理等について助言・説明等を行う。

(2) 飲料水及び生活用水の安全に関する事業

水道法に基づく厚生労働大臣の登録検査機関及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）に基づく建築物飲料水水質検査業登録機関として法定の検査を実施するなど、飲料水及び生活用水の汚染による健康被害を防止し、地域住民の公衆衛生の向上に寄与することに努める。

ア 簡易専用水道施設の検査（水道法第 34 条の 2 第 2 項及び北九州市小規模貯水槽水道衛生対策実施要領）

検査登録地域である福岡県内（主として北九州市内）において貯水槽有効容量が 10 m³を超える施設について簡易専用水道の管理の適否検査を実施している。貯水槽有効容量が 10 m³以下の小規模貯水槽水道施設についても北九州市の実施要領により同様の適否を実施し、給水衛生の確保に寄与する。

また北九州市（保健福祉局及び水道局）と歩調を合わせて、受検 PR の強化を行うと共にサービスの充実に努めることによりさらなる検査受検率の向上に寄与する。

平成 24 年度の検査の計画は、表 3 のとおりである。

表 3 簡易専用水道施設検査計画数（単位：基）

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	増 減
簡 易 専 用 水 道 施 設	830	830	0
小 規 模 貯 水 槽 水 道 施 設	300	300	0
合 計	1130	1130	0

イ 飲料水検査

ビル管理法及び船員労働安全衛生規則に係る飲料水検査、井戸水等の飲料水の検査を行う。

平成 24 年度の検査の計画は、表 4 のとおりである。

表 4 飲料水の検査計画数 (単位：検体)

区 分	検査計画数		増 減
	平成 24 年度	平成 23 年度	
飲料水適否検査	1100	1150	▲50

(3) 環境の検査分析に関する事業

計量法に基づく環境計量証明事業所の登録機関として計量証明事業及び廃棄物検査などの環境検査事業を行い、公害の防止や自然環境の保護に寄与することに努める。

ア 水質検査

排水基準や環境基準に基づく水質検査を実施する。

(ア) 排出水の水質検査

工場・事業所等の排出水についての検査を行う。

	業 務 名	業 務 内 容	実施時期
ア	工場・事業場排水試験業務	工場・事業場の下水排水の分析	毎 月
イ	石油備蓄基地排水等検査業務	白島基地の排水等の水質検査	毎 月
ウ	病院排水水質検査業務	病院との契約に基づく水質検査	毎週 及び毎月

(イ) 環境水の水質検査

河川、湖沼、海域及び地下水等の環境水についての検査を行う。

	業 務 名	業 務 内 容	実施時期
ア	公共用水域等水質調査業務	洞海湾、響灘、関門海峡、戸畑泊地、境川泊地、周防灘の採水、採泥、河川の採水及び水質分析他	毎 月
イ	下水道工事に伴う水質検査業務	① 下水道工事に伴う井戸水の水質検査 ② 薬液注入工法に伴う地下水の水質検査	毎 月

イ 廃棄物、ごみ質、底質及び土壌検査等

産業廃棄物、焼却場ごみ質について成分分析、底質、土壌検査及び有害成分の含有量試験及び溶出試験等を実施する。

(ア) 工場廃棄物等検査

事業所、工場等の依頼による各種の産業廃棄物等の分析検査を行う。

平成 24 年度の検査の計画は、表 5 のとおりである。

表 5 工場廃棄物等の検査計画数 (単位：検体)

区 分	検査計画数		増 減
	平成 24 年度	平成 23 年度	
産業廃棄物等 (排水を含む)	850	1100	▲250

(イ) その他

公共からの委託により産業廃棄物等の分析検査を行う。

	業 務 名	業 務 内 容	実施時期
ア	ひびき JV に係る検査	①響灘西地区廃棄物処分場排水処理施設の運転管理 ②ひびき灘開発(株)JVとしての産廃等の分析	通 年
イ	焼却工場に係る分析業務	ごみ質等試験	毎 月
ウ	ごみ質等に係る分析業務	ごみに関する各種の調査	随 時
エ	産業廃棄物溶出試験業務	①工場、事業所等の産業廃棄物の分析 ②民間の廃棄物処分場の排水水質分析	随 時

(4) 環境の調査研究に関する事業

生活環境及び自然環境についての調査研究を行い、結果に基づいた評価・提言を行うことにより、環境の保全の促進に寄与することに努める。

ア 生活環境調査

大規模公共事業等による地域住民の生活環境に及ぼす影響（大気・水質・騒音・振動等）を調査し、調査結果による評価考察を行う。

イ 自然環境調査

公共用水域における生態系などの自然環境についての調査を行う。

	業 務 名	業 務 内 容	実施時期
ア	洞海湾付着生物調査	洞海湾の岸壁に付着している生物の生息状況調査	随 時
イ	海岸生物調査	磯に生息する海岸生物の生息状況調査	随 時
ウ	紫川のシロウオの産卵調査	紫川のシロウオの産卵を調査し今年度の遡上数を推定（当協会独自の環境貢献活動）	4 月

(5) 環境保全のための人材育成に関する事業

技術指導、環境学習、環境イベント等を通じて環境保全の意義や手法を伝え、地球環境保全のために役立つ人材の育成に寄与することに努める。

ア 国際貢献

急速な都市化・工業化に伴い環境汚染が問題となっている開発途上国に対し、技術者の受け入れや職員の派遣により、その国の環境問題の実状に適した技術指導を行う。

- ・技術者の受入：生活排水対策コースほか 6コース（20ヶ国程度）
- ・職員の派遣：マレーシア、ブラジル

とくにブラジルについては、JICA 草の根技術協力実施団体として事業を実施。

イ 環境教育

小学生を対象に協会独自で行っている水辺の教室などの環境学習を行い、次世代を担う子供たちへ生活環境の保全についての意識を涵養する。

ウ 環境保全活動推進

市民参加の環境イベント等を通じ、市民の環境保全への活動を推進する。

3. 法人管理

(1) 公益財団法人移行事務

当協会は、福岡県知事より公益財団法人の認定を受け、平成24年4月1日に公益財団法人に移行する予定である。公益財団法人として、一般社団・財団法人法及び公益認定法上必要な手続き及び法人名称変更に伴う事務作業を速やかに行う。

(2) 財団設立30周年記念事業

当協会は、昭和57年の財団設立以来、本年で30年を迎えることにより、記念誌の発行などの記念事業を行う。

(3) 東部事業所の移転

建設中の東部事業所の建設工事が6月に完了する見込みであり、新しい事務所に滞りなく業務が移転できるよう準備を行う。

(4) 理事会の開催

公益財団法人移行後、理事会は、一般社団・財団法人法に基づく機関となる。日常活動の業務を執行する機関として、事業の安定的な実施を行うため、必要に応じ適宜開催する。

(5) 評議員会の開催

新たに設置される評議員会は、一般社団・財団法人法に基づく法人の最高意思決定機関となる。法律及び定款に定める決議と承認を行うため、定時評議員会を行うほか、必要に応じ臨時評議員会を適宜開催する。

(6) 業務体制

平成24年度の事業計画を円滑に運営するための組織は、別紙のとおりとする。